

提出用

治癒証明書

下記の病気を発症した場合、登園再開には治癒証明書の提出が必要となります。登園が停止となる期間は次のとおりとなります。

また、治癒証明書には、必ず主治医の証明が必要となります。登園再開前に、こちらの用紙を主治医まで持参し、医師による証明欄記入後、園へ提出して下さい。

病名	登園停止期間	チェック
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日をけい かするまで	
百日咳 (ひやくにちぜき)	特有な咳(せき)が消失するまで、また5日間の適正な 抗菌薬療法が終了するまで	
麻疹 (はしか)	主な症状が消失してから3日間	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫れが始まった後5日を 経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
風疹 (ふうしん)	発疹が消失するまでの期間	
水痘 (みずぼうそう)	すべての水痘が、かさぶたになるまでの期間	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消失してから2日間	
流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまでの期間(第3種)	
急性出血性結膜炎		
腸管出血性 大腸菌感染症		

ひかりこども園 宛

クラス名 _____ 氏名 _____

上記の園児は、(病名) _____ を発症しましたが、上記出席停止期間を経過し治癒を確認したことを証明します。

(出席停止期間 _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日まで)

医師名

㊞